平成２１年（フ）第２８５２号
福岡県糟屋郡志免町南里６丁目16番16号グラース21―202号
債務者　山口　美穂
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９５０号
福岡県糟屋郡志免町向ヶ丘２丁目23番13号
債務者　西村　幸子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０３０号
福岡市博多区美野島３丁目20番10―302号
債務者　木場田史郎
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０３７号
福岡県朝倉郡筑前町二221番地１
債務者　緒方ヤヨミ
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０３９号
福岡市南区大橋３丁目15番43―308号
債務者　鶴田　龍也
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０４０号
福岡市南区大橋３丁目15番43―308号
債務者　鶴田　潔子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０５１号
福岡県春日市塚原台１丁目81番地塚原台レイクタウンＢ201号
債務者　手塚　幸夫
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０５２号
福岡県春日市塚原台１丁目81番地塚原台レイクタウンＢ201号
債務者　手塚香代子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０６４号
福岡市東区和白５丁目５番33―210号
債務者　須川　敬友
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０６５号
福岡市東区和白５丁目５番33―210号
債務者　須川　敬子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０７８号
福岡市南区屋形原５丁目13番30号
債務者　村岡　里子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０８２号
福岡市南区和田１丁目12番10―207号
債務者　松尾　　隆
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０８３号
福岡市南区和田１丁目12番10―207号
債務者　松尾ひろみ
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１３９号
福岡市博多区千代６丁目５番１―109号
債務者　前尾美由喜
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１４８号
福岡市城南区七隈４丁目20番34号
債務者　牧園　茂広
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１５８号
福岡市西区生の松原４丁目18番９号
債務者　小林由紀子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１６２号
北九州市小倉北区馬借２丁目２番14―207号
債務者　河手力之介
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１７７号
福岡市西区拾六町団地３番24―305号
債務者　重岡　春江
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部